



第90回 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年3月29日(水曜日) 午前10時 (午前9時開場)

場所

東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟 5階「グランドホール 椿」

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2023年3月28日(火曜日) 午後5時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会における議決権行使は、株主総会へのご出席に代えて、郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」(5ページ)をご覧ください。

<当日の株主総会運営について>

感染拡大防止策を実施の上、開催させていただきます。

間隔を拡げた座席配置としておりますので、満席時にはご入場をお断りする場合がございます。

また、体調不良および発熱が見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございます。

お土産の配布は実施していません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

藤田観光株式会社

証券コード：9722

株主各位

証券コード9722
2023年3月7日
(電子提供措置の開始日2023年3月6日)
東京都文京区関口二丁目10番8号

藤田観光株式会社

代表取締役兼社長執行役員 伊勢宜弘

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第90回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.fujita-kanko.co.jp/ir/stock/file/meeting_syosyu90.pdf

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券
コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいま
すようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、3ページのいずれかの方法により、議決権をご行使いただきま
すようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会におけ
る議決権行使は、株主総会へのご出席に代えて、郵送またはインターネットによる議決権の事前
行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（午前9時 開場）
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟5階「グランドホール 椿」
3. 目的事項 報告事項 1. 第90期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事
業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果の報告について
2. 第90期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計
算書類の報告について
決議事項 第1号議案 剰余金の処分について
第2号議案 取締役8名の選任について
第3号議案 監査役1名の選任について
第4号議案 補欠監査役1名の選任について

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

なお、ご送付している書面のページ番号、項番、参照ページの記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

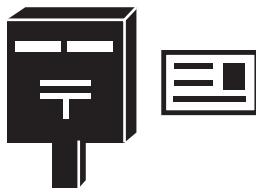
① 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2023年3月29日(水)
午前10時

② 郵送による行使



議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限
2023年3月28日(火)
午後5時00分 到着分まで

③ インターネットによる行使



議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。
▶詳細は次ページをご覧ください。

行使期限
2023年3月28日(火)
午後5時00分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送（書面）とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

「スマート行使」による方法

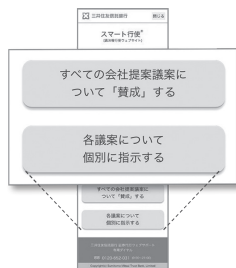
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

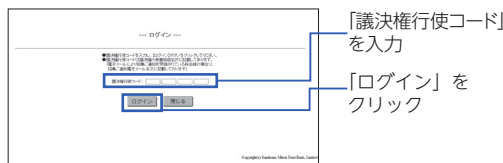
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

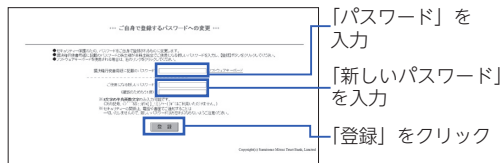
- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力いただき、「新しいパスワード」をご設定ください。



- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

※なお、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによるライブ配信のご案内

第90回定時株主総会の映像と音声を、株主様に限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご活用ください。なお、**本ライブ配信を通じて、本株主総会当日の決議にご参加いただくことはできませんので、事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。**

配信日時	2023年3月29日（水曜日）10時～本株主総会終了まで (配信用ウェブサイトは、開会前の午前9時頃よりアクセス可能となります。)	
視聴方法	<p>(1) パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下のURLまたはQRコード®を使い、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。</p> <p>URL https://v.srdb.jp/9722/2023soukai/</p> <p>(2) IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のIDおよびパスワードをご入力ください。</p> <p>ID 株主様のみにご案内 パスワード 株主様のみにご案内</p>	
ご視聴にあたっての ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● ご視聴される株主様からのご質問およびご意見をお受けすることはできません。● ご使用のインターネット接続環境および回線状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。● ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。● 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。● IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。	
お問合せ	当日のライブ配信視聴方法やネットワークに関するお問合せ先	
	宝印刷株式会社 (ライブ配信サポート会社)	受付時間 2023年3月29日(水) 9:00~12:00

◎ ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、**やむを得ず株主様が映りこんでしまう場合がございますので予めご了承ください。**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、剰余金の配当にあたっては株主の皆様への還元を十分配慮し、今後の企業体質の一層の強化と事業展開に活用する内部留保の蓄積を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の普通株式に係る配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や財務状況を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら当期の期末配当を無配とさせていただきます。

2021年9月に第三者割当により発行した種類株式に係る当期配当につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づく金額での配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 - ・普通株式：無配
 - ・A種優先株式：1株につき金4,000,000円
総額600,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日

第2号議案

取締役8名の選任について

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもってその任期が満了いたします。つきましては取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当
1	再任 伊勢宜弘	男性	代表取締役兼社長執行役員
2	再任 山田健昭	男性	代表取締役 本社(企画・人事総務本部) 管掌
3	再任 野崎浩之	男性	取締役 企画本部管掌
4	再任 小宮泰	男性	取締役 人事総務本部管掌
5	再任 残間里江子	女性	社外 独立 取締役
6	再任 高見和徳	男性	社外 独立 取締役
7	再任 鷹野志穂	女性	社外 独立 取締役
8	再任 山田政雄	男性	社外 取締役

1

再任

い せ
伊勢 宜弘生年月日
1960年5月29日所有する当社株式数
普通株式 6,000株

● 略歴、地位および担当

1983年 4月 当社入社
 2002年 5月 当社コーポレートセンター開発・建設グループリーダー
 2003年11月 当社レジャー事業部企画室長
 2005年 3月 当社コーポレートセンター関係会社グループリーダー
 2006年10月 当社ワシントンホテルカンパニー企画室開発グループリーダー
 2008年 3月 キャナルシティ・福岡ワシントンホテル株式会社代表取締役社長兼キャナルシティ・福岡ワシントンホテル総支配人
 2010年 3月 浦和ワシントンホテル株式会社代表取締役社長兼浦和ワシントンホテル総支配人
 2012年 3月 千葉ワシントンホテル総支配人
 2014年 3月 当社執行役員企画グループ経営企画・事業推進担当責任者
 2015年 3月 当社取締役兼執行役員企画グループ長
 2017年 3月 当社代表取締役兼常務執行役員企画グループ長
 2018年 3月 当社代表取締役兼専務執行役員企画グループ長
 2019年 3月 当社代表取締役兼社長執行役員（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

取締役候補者の選任理由

伊勢宜弘氏は、当社グループにおいて事業所、事業部および本社部門での責任者を歴任し、2017年からは当社の代表取締役、2019年からは代表取締役兼社長執行役員を務めており、営業および運営業務と管理業務に加え経営における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者いたしました。

2

再任

やま だ たけ あき
山田 健昭生年月日
1958年7月27日所有する当社株式数
普通株式 6,200株

● 略歴、地位および担当

1982年 4月 同和鉱業株式会社（現 DOWAホールディングス株式会社）入社
 2003年 4月 同社エレクトロニクス&メタルプロセッシングカンパニー電子材料事業部長
 2006年 4月 同社コーポレートスタッフ人事・労働部門部長
 2007年 6月 同社執行役員人事担当
 2008年 4月 同社執行役員人事・人材開発担当
 2008年 6月 同社取締役
 2012年 3月 当社常務取締役兼常務執行役員人事組織担当
 2012年 7月 当社常務取締役兼常務執行役員人事グループ長
 2018年 3月 当社取締役兼専務執行役員人事グループ長
 2019年 3月 当社代表取締役人事グループ管掌
 2020年 3月 当社代表取締役本社（管理・人事・企画本部）管掌
 2021年 1月 当社代表取締役本社（企画・人事総務本部）管掌（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

取締役候補者の選任理由

山田健昭氏は、DOWAホールディングス株式会社において人事、労務部門の責任者を歴任し、2012年からは当社の取締役として人事部門の責任者を務めているほか、2019年からは当社の代表取締役を務めており、豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者いたしました。

3

再任

の ざき ひろ ゆき
野崎 浩之生年月日
1962年7月11日所有する当社株式数
普通株式 3,800株

● 略歴、地位および担当

1989年 4月 当社入社
 2010年12月 当社中国営業部企画課長
 2011年11月 当社中国営業部上海事務所長
 2012年 7月 当社国際事業グループ上海事務所長
 2012年 8月 藤田（上海）商務諮詢有限公司董事長総経理
 2015年 9月 株式会社フェアトン常務取締役兼品質管理部長兼経理部長
 2017年10月 当社企画グループ経営企画担当責任者
 2019年 3月 当社執行役員企画グループ管掌兼経営企画担当責任者
 2020年 1月 当社執行役員企画グループ長兼経営企画担当責任者
 2020年 3月 当社取締役企画本部管掌（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

取締役候補者の選任理由

野崎浩之氏は、当社グループにおいて事業所、海外（中国）事務所および本社部門での責任者を歴任しており、営業業務と管理業務における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。

4

再任

こ みや やすし
小宮 泰生年月日
1964年8月22日所有する当社株式数
普通株式 800株

● 略歴、地位および担当

1987年 4月 当社入社
 2004年 7月 当社ワシントンホテルカンパニー企画室企画・開発グループリーダー
 2006年10月 当社リゾートカンパニー企画室長
 2009年 1月 当社箱根小涌園総務センター センター長
 2011年 6月 当社企画本部開発推進部長
 2015年 3月 当社ワシントンホテル事業グループ開発チーム長
 2019年 3月 当社管理グループ関連事業担当責任者
 2020年 1月 当社執行役員管理本部本部長
 2021年 1月 当社執行役員人事総務本部副本部長（兼）プロパティ部長
 2021年 3月 当社上席理事人事総務本部副本部長（兼）プロパティ部長
 2022年 1月 当社執行役員人事総務本部本部長（兼）プロパティ部長
 2022年 3月 当社取締役人事総務本部管掌（現）

● 重要な兼職の状況：なし

● 2022年12月期取締役会出席状況：13/13回

取締役候補者の選任理由

小宮泰氏は、当社グループにおいて事業所、事業部および本社部門での責任者を歴任しており、営業および運営業務と管理業務における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。

5

再任

ざん ま り え こ
残間 里江子

社外
 独立

生年月日
 1950年3月21日

所有する当社株式数
 普通株式 2,100株

● 略歴、地位および担当

1970年 4月 静岡放送株式会社入社 アナウンサー
 1973年 6月 株式会社光文社入社 女性自身編集部記者
 2001年 1月 財務省「財政制度等審議会」委員
 2001年 2月 国土交通省「社会資本整備審議会」委員
 2004年 3月 厚生労働省「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」総合プロデューサー
 2005年 7月 株式会社キャンディッドプロデュース代表取締役社長（現）
 2008年11月 総務省「定住自立圏構想に関する懇話会」委員（現）
 2009年 1月 大人のネットワークclub willbe 創設、代表（現）
 2009年 8月 法務省「裁判員制度に関する検討会」委員
 2010年 3月 当社社外取締役（現）
 2014年 3月 株式会社I B J社外取締役
 2016年 6月 株式会社島精機製作所社外取締役（現）
 2016年 9月 株式会社オープンアップグループ（旧商号 株式会社夢真ビーネックスグループ）社外取締役（現）

● 重要な兼職の状況：株式会社キャンディッドプロデュース代表取締役社長、株式会社島精機製作所社外取締役、株式会社オープンアップグループ（旧商号 株式会社夢真ビーネックスグループ）社外取締役

● 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

残間里江子氏は、長年にわたり会社経営に携わっておられ、また、政府審議会等の公的委員を歴任されているほか、総合プロデューサーとして数々の大型イベントを手がけられるなど、多分野における豊富な経験および識見を有しております。また、当社が推進している女性の活躍をはじめとしたダイバーシティ&インクルージョンの取り組み等に対しても貢献していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

6

再任

たか み かず のり
高見 和徳

社外
 独立

生年月日
 1954年6月12日

所有する当社株式数
 普通株式 900株

● 略歴、地位および担当

1978年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社
 1998年12月 同社電化・住設社経営企画室長
 2002年 1月 松下冷機株式会社取締役兼冷蔵庫事業部長
 2004年 6月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）常務役員兼ナショナルマーケティング本部長
 2008年10月 同社常務取締役兼ホームアプライアンス社長
 2012年 4月 同社代表取締役専務兼アプライアンス社長
 2015年 4月 同社代表取締役副社長（日本地域担当、CS担当、デザイン担当）
 2015年 6月 株式会社エフエム東京社外取締役（現）
 2017年 7月 パナソニック株式会社顧問
 2018年 4月 同社客員
 2018年 6月 株式会社ノジマ社外取締役（現）
 2019年 3月 当社社外取締役（現）
 2019年 6月 東京瓦斯株式会社社外取締役（現）
 2022年11月 辻・本郷税理士法人顧問（現）

● 重要な兼職の状況：株式会社エフエム東京社外取締役、株式会社ノジマ社外取締役、東京瓦斯株式会社社外取締役

● 2022年12月期取締役会出席状況：17/18回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

高見和徳氏は、パナソニック株式会社において営業部門および各種事業部門の責任者を歴任し、長年にわたり会社経営に携わっておられ、経営全般およびマーケティングに関する豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

7

再任

たかの
しほ
鷹野 志穂社外
独立生年月日
1964年6月20日所有する当社株式数
普通株式 1,300株

● 略歴、地位および担当

1987年 4月 明治乳業株式会社（現 株式会社明治）入社
 1990年 9月 イヴ・サンローランパルファム株式会社入社
 1996年 9月 日本コカ・コーラ株式会社入社 アクティブーションマネージャー
 1998年 4月 ブーツMC株式会社入社 バイイングアンドマーケティングマネージャー
 2001年 2月 ロクシタンジャパン株式会社 日本代表ジェネラルマネージャー
 2004年 1月 同社代表取締役社長
 2015年 4月 同社代表取締役会長
 2016年 4月 同社相談役顧問
 2017年 3月 株式会社エトワ代表取締役社長（現）
 2018年 6月 森永製菓株式会社社外取締役
 2019年 3月 当社社外取締役（現）
 2022年 1月 株式会社トキワ社外取締役（現）
 2022年 5月 AOI TYO Holdings株式会社社外取締役（現）
 2022年 6月 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役監査等委員（現）

- 重要な兼職の状況：株式会社エトワ代表取締役社長、株式会社トキワ社外取締役、AOI TYO Holdings株式会社社外取締役、株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役監査等委員
- 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

鷹野志穂氏は、化粧品業界等において長年にわたり会社経営に携わっておられ、経営全般およびマーケティングに関する豊富な経験および識見を有しております。また、当社が推進している女性の活躍をはじめとしたダイバーシティ&インクルージョンの取り組み等に対しても貢献していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

8

再任

やま だ
まさ お
山田 政雄

社外

生年月日
1953年11月15日所有する当社株式数
0株

● 略歴、地位および担当

1978年 4月 同和鉱業株式会社（現 DOWAホールディングス株式会社）入社
 2003年 4月 同社エコビジネス&リサイクルカンパニーバイスプレジデント
 2003年 6月 同社執行役員エコビジネス&リサイクルカンパニーバイスプレジデント
 2005年 4月 同社執行役員エコビジネス&リサイクルカンパニープレジデント
 2006年10月 同社執行役員兼DOWAエコシステム株式会社代表取締役社長
 2008年 4月 小坂製錬株式会社代表取締役社長兼DOWAメタルマイン株式会社取締役
 2009年 2月 DOWAホールディングス株式会社上席執行役員
 2009年 4月 同社上席執行役員副社長
 2009年 6月 同社代表取締役社長
 2012年 4月 日本鉱業協会会長
 2018年 6月 DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長（現）
 2019年 3月 当社社外取締役（現）
 2019年 6月 株式会社C K サンエツ社外取締役監査等委員（現）

- 重要な兼職の状況：DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長、株式会社C K サンエツ社外取締役監査等委員
- 2022年12月期取締役会出席状況：18/18回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社において経営全般における責任者を歴任し、また、会社経営にも長年携わっておられ、経営に関する豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- 注1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 残間里江子氏、高見和徳氏、鷹野志穂氏および山田政雄氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 残間里江子氏、高見和徳氏および鷹野志穂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たし、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合も届出を継続する予定であります。
 4. 残間里江子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって13年であり、同じく高見和徳氏、鷹野志穂氏および山田政雄氏の在任期間は4年であります。
 5. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第30条の規定に基づき、上記社外取締役候補者全員との間で「会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する」旨の責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は本契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社取締役である各氏を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

監査役1名の選任について

監査役江川茂氏は、本株主総会終結の時をもってその任期が満了いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新任

こむろ しんご
小室 真吾

生年月日
1961年7月3日

所有する当社株式数
普通株式 900株

● 略歴および地位

- 1985年 4月 当社入社
- 2002年 5月 当社コーポレートセンター管財グループ グループリーダー
- 2004年 3月 当社コーポレートセンター不動産センター センター長
- 2006年11月 当社顧客センター長
- 2007年 3月 当社ワシントンカンパニー企画室企画グループリーダー
- 2008年 1月 当社ワシントンカンパニー企画室長
- 2008年12月 藤田グリーン・サービス株式会社取締役
- 2012年 3月 同社代表取締役社長
- 2015年 3月 株式会社フェアトン代表取締役副社長
- 2017年 4月 当社管理グループプロパティ・関連事業担当責任者
- 2019年 3月 株式会社フェアトン代表取締役社長（現）

● 重要な兼職の状況：なし

監査役候補者の選任理由

小室真吾氏は、当社グループにおいて事業部および本社部門での責任者を歴任し、財務および管理業務に加え経営における豊富な経験および識見を有しております。その経験・識見が当社の監査業務に活かされるものと判断し、新任の監査役候補者といたしました。

- 注1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小室真吾氏は当社の子会社である株式会社フェアトンの第32回定時株主総会の開催日である2023年3月28日をもって、同社代表取締役社長を退任する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しておりますが、小室真吾氏が監査役に就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役会全体としてのバランス、規模等に関する考え方

【スキル・マトリックスについて】

当社は、定款で取締役の員数の上限を12名と定めております。取締役候補者の選任においては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮し、善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質を備え、その職務と責任を全うできる適任者を選任する方針としています。

また、当社の業務に精通した「社内取締役」と当社と業種の異なる企業経営に携わり、豊富な経験を持ち合わせた「社外取締役」を組み合わせることで、取締役会全体として、識見・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけており、各取締役の知識・経験・能力等の組み合わせをスキル・マトリックスとして一覧化しております。

	名前	独立性	当社が期待する知見・経験					
			企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	ホテルオペレーション	人事・労務	財務・会計	法務・コンプライアンス
取締役	伊勢 宜弘		○	○	○	○	○	
	山田 健昭		○			○		○
	野崎 浩之		○	○			○	
	小宮 泰		○	○	○	○	○	
	残間里江子	独立社外	○	○			○	○
	高見 和徳	独立社外	○	○			○	
	鷹野 志穂	独立社外	○	○			○	○
	山田 政雄	社外	○				○	
監査役	和久利尚志					○	○	○
	小室 真吾		○				○	○
	中塩 弘	社外					○	○
	宮本 俊司	独立社外					○	

※上記一覧表は、当社が特に期待する知見や経験であり、各人の有する知見や経験のすべてを表すものではありません。

※ホテルオペレーション：ホテルサービス、ホテル運営管理

補欠監査役1名の選任について

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いちむら ようすけ
市村 陽典

社外
独立

生年月日
1951年1月19日

所有する当社株式数
0株

● 略歴および地位

- 1976年 4月 裁判官任官・東京地方裁判所判事補
- 1990年 4月 東京地方裁判所判事
- 1997年 4月 東京地方裁判所部総括判事
- 2009年 4月 水戸地方裁判所所長
- 2010年 7月 東京高等裁判所部総括判事
- 2014年 6月 横浜地方裁判所所長
- 2015年 4月 仙台高等裁判所所長官
- 2016年 4月 総務省行政不服審査会委員（会長）
- 2019年 6月 株式会社ロッテ社外取締役
- 2019年12月 弁護士登録/あさひ法律事務所顧問（現）

● 重要な兼職の状況：あさひ法律事務所顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由

市村陽典氏は、高等裁判所および地方裁判所の裁判官を長年務められており、豊富な法的知識および法曹界での経験を有しております。同氏は、社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その経験・識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市村陽典氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 市村陽典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員条件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、市村陽典氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項および当社定款第40条の規定に基づき、「会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する」旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社監査役を被保険者を含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者すべての保険料を全額当社が負担しておりますが、市村陽典氏が社外監査役に就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役・監査役候補者の選任に当たっての方針と手続き

【指名報酬委員会について】

当社は、取締役の選解任および取締役・監査役候補者の各指名手続きに係る取締役会機能の独立性・客観性と透明性を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要メンバーで構成する「指名委員会」を2019年に設置いたしました（2020年からは取締役の報酬を審議する「報酬委員会」と併せ「指名報酬委員会」に改組）。

取締役・監査役候補者の選任においては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれ的人格および識見等を十分に考慮し、善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質を備え、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。同委員会では、この方針に基づき、各候補者が適任であるかを審議し、その内容・結論について取締役会に答申しております。

以 上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

注. 金額百万円の表示は百万円未満を切り捨てております。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業環境と当社グループの対応

当連結会計年度における観光業界は、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも感染拡大防止と経済活動の両立を図り、まん延防止等重点措置が解除された2022年3月以降に回復の動きが見られました。その後、一時的な感染再拡大があったものの、行動制限が徐々に緩和され、同年10月以降はインバウンド受け入れの本格再開や全国旅行支援といった追い風を受けさらなる回復基調となりました。ロシア・ウクライナ情勢等による原材料価格および燃料価格の高騰や、宿泊・飲食サービス業種での人手不足といった懸念要素は存在しているものの、2023年も引き続き需要回復が期待される状況であります。

このような状況の中、当社グループでは将来の持続的な成長の礎を築くべく、事業計画を推進してまいりました。事業計画の主要戦略の一つである「構造改革の推進」においては、コスト改革を着実に推し進め損益分岐点売上高の低減を図ったほか、2022年4月に人事制度を刷新し、挑戦し続ける人、成果を出した人が報われ、キャリアアップが可能となる仕組みを導入いたしました。さらに、「事業ポートフォリオの見直し」においては、マーケティング・ブランディング強化の全社的な取り組みとして同年4月に新会員プログラム「THE FUJITA MEMBERS」を導入し、顧客データを蓄積して活用する基盤を整備いたしました。

また、当第4四半期連結会計期間（2022年10月～12月）においては、前述しておりますインバウンド受け入れ本格再開や全国旅行支援により回復した需要を確実に捉え、各事業とも宿泊部門において客室単価、客室稼働率が好調に推移いたしました。

当連結会計年度業績

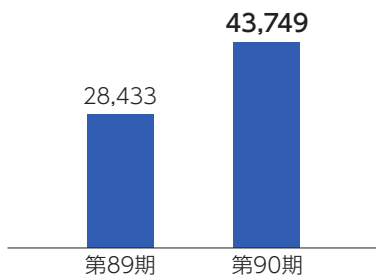
これらの結果、当社グループ全体の売上高は前期比15,315百万円増収の43,749百万円、営業損失は前期比11,773百万円改善の4,048百万円、経常損失は前期比12,081百万円改善の4,461百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金や雇用調整助成金等による特別利益を計上したほか、減損損失および事業撤退関連等の特別損失を計上したことにより、5,789百万円となりました。

当連結会計年度の業績の概要

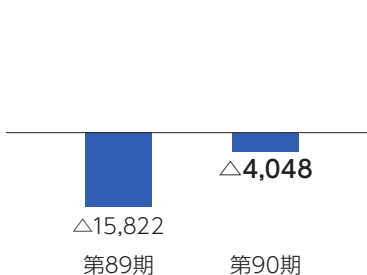
(金額単位：百万円)

	当連結会計年度	前期比
売上高	43,749	15,315
営業損失 (△)	△4,048	11,773
経常損失 (△)	△4,461	12,081
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)	△5,789	△18,465

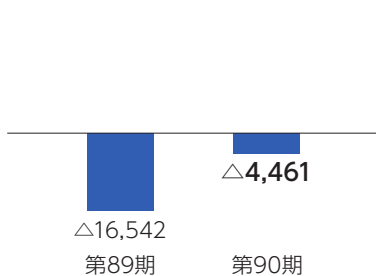
■ 売上高 (百万円)



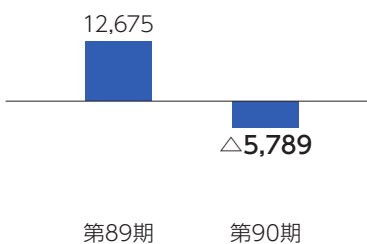
■ 営業損失 (△) (百万円)



■ 経常損失 (△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益
又は純損失 (△) (百万円)



セグメント別の営業概況

	売上高(百万円)		営業損失 (△) (百万円)	
	実績	前期比	実績	前期比
WHG事業	20,587	10,153	△3,218	8,876
ラグジュアリー&バンケット事業	15,191	2,750	△23	1,843
リゾート事業	5,638	1,889	△439	686
その他 (調整額含む)	2,331	522	△366	366
合計	43,749	15,315	△4,048	11,773

注. 調整額は、セグメント間取引消去および各セグメントに配分していない全社費用です。

WHG事業

仙台、浦和、新宿、東京ベイ有明、秋葉原、横浜桜木町、広島、キャナルシティ・福岡の各ワシントンホテル、札幌、新宿、浅草、銀座、田町、京都三条、大阪なんば、那覇、ソウル、台北の各ホテルグレイスリー、浅草、浜松町、京都の各ホテルタビノス

WHG事業では、まん延防止等重点措置が発令されていた2022年3月までは客室稼働の進捗が鈍化していたものの、同年4月以降はゴールデンウィーク期間や夏休みなどの旅行需要を獲得し、段階的に回復しました。同年10月以降はインバウンド受け入れ本格再開や全国旅行支援開始による需要を確実に捉え、特に東京、大阪において韓国を中心としたインバウンド利用が伸長しました。これらの効果により通期では客室単価、客室稼働率ともに前期から大きく上昇いたしました。また、「ホテルグレイスリー新宿」など4施設を行政へ提供（一棟貸し）したことによる増収効果もあり、当セグメントの売上高は前期比で10,153百万円増収の20,587百万円、営業損失は8,876百万円改善の3,218百万円となりました。

ラグジュアリー&バンケット事業

ホテル椿山荘東京、ザ サウスハーバーリゾート、ルメルシェ元宇品、マリーエイド、カメリアヒルズカントリークラブ、藤田観光工営(株)、(株)ビジュアルライフ

ラグジュアリー&バンケット事業では、「ホテル椿山荘東京」宿泊部門において「東京雲海」関連商品やスイートルーム拡販施策効果により客室単価がコロナ禍前の水準である2019年を上回りました。婚礼部門は1件当たり人員減の傾向が続きましたが、2021年からの延期分も含めた件数の回復があり、利用人員合計は前期比で44%増加となりました。宴会部門は依然として法人需要の本格的な回復には至っていないものの、個人利用をターゲットとしたイベントは堅調に推移したほか、料飲部門やゴルフ部門も好調に推移し、当セグメントの売上高は前期比で2,750百万円増収の15,191百万円、営業損失は1,843百万円改善の23百万円となりました。

リゾート事業

箱根小涌園 天悠、箱根小涌園ユネッサン、箱根小涌園 美山楓林、箱根小涌園 三河屋旅館、伊東小涌園、伊東 緑涌、永平寺 親禅の宿 柏樹閣、下田海中水族館、藤乃煌 富士御殿場、Nordisk Village Goto Islands

リゾート事業では、「箱根小涌園 天悠」において、部屋食付きプランなどコロナ禍に対応した商品や高付加価値商品の販売が好調に推移したほか、夏休み期間にはディナーbuffetなどファミリー層向け商品の増強が奏功し、客室単価、客室稼働率の引き上げに寄与しました。また「箱根小涌園ユネッサン」では、映画やアニメとのコラボレーションイベントの開催やメディア露出を増加させ、入場人員数が前期から伸長しました。加えて、2022年10月以降はインバウンド受け入れ本格再開や全国旅行支援開始による増収効果もあり、当セグメントの売上高は前期比で1,889百万円増収の5,638百万円、営業損失は686百万円改善の439百万円となりました。なお、箱根小涌園ではエリア全体の再開発を進めております。新「箱根ホテル小涌園」は2023年7月の開業に向けた準備が順調に進捗し、またこれに合わせて「箱根小涌園ユネッサン」のリニューアルを実施しております。

当期の普通株式に係る配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や財務状況を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら当期の期末配当を無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、箱根小涌園再開発における「箱根ホテル小涌園」建設に伴う投資等を行った結果、設備投資額は6,998百万円になりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、すべて金融機関からの借入により調達いたしました。長期借入金の返済を進めた結果、当連結会計年度末の借入金総額は前期末比8,502百万円減少の49,732百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

経営環境を踏まえた基本認識

観光業を取り巻く環境として光熱費や原材料費等のコスト増加による業績への影響および人手不足の懸念はあるものの、2022年の後半から旅行需要は回復基調に転じ、2023年は1年を通して人の往来が活発になることが期待されます。

引き続き「事業計画」を推進し、マーケット回復期の需要を最大限取り込み、収益力の

向上を実現してまいります。

事業計画の進捗

事業計画は、「Ⅰ.事業ポートフォリオの見直し」「Ⅱ.構造改革の推進」「Ⅲ.経営管理体制の強化」を主要戦略としております。将来の持続的な成長・収益拡大を見据え、環境に左右されにくい事業の基盤を整えるとともに、付加価値向上によりコロナ禍収束後の回復需要の取り込みに努めております。

主要戦略	骨子
Ⅰ. 事業ポートフォリオの見直し	(短期)マーケティング・ブランディング強化 (中長期)WHG事業のビジネスモデル見直し、 資産所有事業拠点の再開発・資産有効活用等
Ⅱ. 構造改革の推進	不採算事業対策、組織・要員対策、賃金・雇用 対策、人事制度改定、コスト削減等
Ⅲ. 経営管理体制の強化	モニタリングの強化

Ⅰ. 事業ポートフォリオの見直し

積年の課題となっている収益力向上のため、事業ポートフォリオの見直しを行っております。マーケティング・ブランディングの強化のほかに、中長期的な視点で将来を見据え、WHG事業のビジネスモデルの見直し、保有資産の活用の検討および再開発等を推進してまいります。

<セグメント別戦略>

WHG事業

コロナ禍で影響が大きかったWHG事業においては、将来の成長に向けてチェーンオペレーションの見直しや機械化による効率化等、事業構造改革に取り組んでおります。この取り組みを継続するとともに、こだわりの朝食提供等による付加価値向上施策や顧客満足度の向上、ワシントンホテル、ホテルグレイスリーのブランドコンセプトの具現化と体験価値を伝えるプロモーションの強化を行なってまいります。あわせてミレニアル世代をターゲットとして開業したホテルタビノスでは、改めてタビノスブランド認知度向上のため海外へ向けてプロモーションの強化を実施いたします。また、環境に左右されない持続的な事業成長のため、賃貸借の形式にとらわれずにフランチャイズ、マネジメントコントラクト（※）などでの出店も含めて拠点の拡大を推進してまいります。

※マネジメントコントラクト…ホテルの管理運営を受託する方式

ラグジュアリー&バンケット事業

2022年11月に開業70周年を迎えた「ホテル椿山荘東京」は、2023年に山縣有朋公による築庭から145周年を迎えます。これを機に有朋公が愛した「水景」とともに「令和 新十二景」として自然主義本来の庭園美も復活させ、さらなる庭園の整備を推進いたします。引き続き「東京雲海」「森のオーロラ」など、これまで手掛け、築いてきた商品価値をさらに高めるとともに、70周年の関連商品や付加価値の高い料理・接客サービスの提供により、「椿山荘ブランド」の価値を揺るぎないものへと引き上げてまいります。また、将来を見据えた事業成長のため、新たな価値の創出を目指して保有資産の有効な活用方法を探索してまいります。

リゾート事業

2023年7月12日の開業に向けて新しい「箱根ホテル小涌園」の建設は順調に進行しております。並行し、「箱根小涌園ユネッサン」においても流れるプールの新設や貸切風呂の設置など、温浴施設の魅力を向上させるとともに、食事やキャンプなどのアクティビティ機能を充実させ、箱根に来たら立ち寄りたくなるスポットに進化いたします。早期に「箱根ホテル小涌園」の運営を軌道に乗せることにより、多種多様な需要を取り込む事業ポートフォリオを再構築し、「箱根小涌園」エリア全体の魅力度の引き上げ、そのほかコロナ禍で評価を得てきたグランピング等のさらなる付加価値向上や遊休地の活用を行うとともに業務の効率化、生産性向上により収益力を高めてまいります。

<マーケティング・ブランディング強化>

2022年4月に新会員プログラム「THE FUJITA MEMBERS」のリニューアルにより全社的なマーケティングの強化を行っております。お客様の大切にしているパーソナルな情報をもとにニーズの分析を行い、利用機会に沿ったご提案や商品造成に活用することで、当社のリピーターになって頂くよう、取り組みを実施いたします。さらにデジタルマーケティングの効果を最大化させるため、新規会員の獲得、施設の利用促進を推進してまいります。

II. 構造改革の推進

コロナ禍で顕在化した課題解決のため構造改革を進め、生産性向上やコスト削減を実現することができました。今後は、この成果を最大限維持しながら売上拡大を図ってまいります。

<新人事制度の導入>

挑戦と自己を変革し続け、成果を出した人がキャリアアップできる新人事制度を2022年4月に導入いたしました。制度導入により社員のモチベーション向上と組織の活性化を図るとともに、専門能力を追究できる環境を整備することにより、事業の根幹である料理・接客サービスの品質をさらに引き上げてまいります。また、この新制度の運用に加えて2023年4月には、エリアや事業所を限定して働くエリア職コースを導入いたします。これにより、採用力の強化や従業員の多様な働き方を実現いたします。

III. 経営管理体制の強化

迅速で適切な経営意思決定を行うため、会議体やモニタリングの見直し等、体制と機能両面の見直しを行い管理体制の強化に努めてまいりました。この管理体制は維持し、最適な状態で管理運営を行ってまいります。

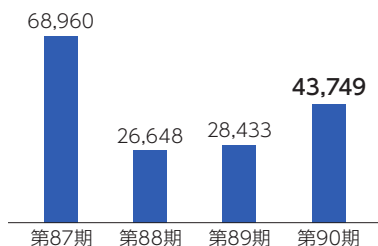
国内外の行動制限、水際対策などは徐々に緩和され、政府による感染症法の分類見直しの局面にきているものの、業績につきましては新型コロナウイルスの感染状況により、一定の影響を受けると考えております。そのような環境下であっても、収益を確保し、持続的に成長していく会社へ再建、2023年の黒字化を達成するため、最重要課題である「事業計画」を今後も継続推進いたします。

また、コロナ禍収束を見据え、利益を最大化していくための新たな「中期経営計画」策定に着手いたします。株主の皆様の変わらぬご支援、ご鞭撻をお願いいたします。

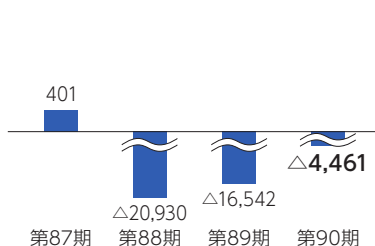
(5) 財産および損益の状況

区 分	第87期 2019年12月期	第88期 2020年12月期	第89期 2021年12月期	第90期 (当連結会計年度) 2022年12月期
売上高	百万円 68,960	百万円 26,648	百万円 28,433	百万円 43,749
経常利益又は損失 (△)	百万円 401	百万円 △20,930	百万円 △16,542	百万円 △4,461
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)	百万円 △285	百万円 △22,427	百万円 12,675	百万円 △5,789
1株当たり当期純利益又は純損失 (△)	円 △23.82	円 △1,871.94	円 1,057.69	円 △483.05
総 資 産	百万円 103,271	百万円 96,595	百万円 112,762	百万円 99,962
純 資 産	百万円 26,438	百万円 1,347	百万円 28,833	百万円 22,740

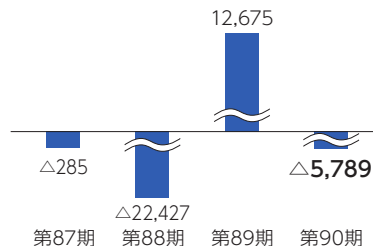
■ 売上高 (百万円)



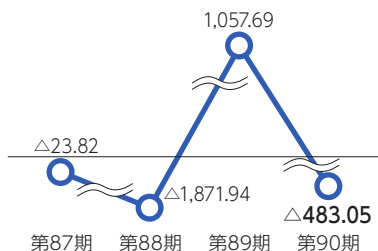
■ 経常利益又は損失 (△) (百万円)



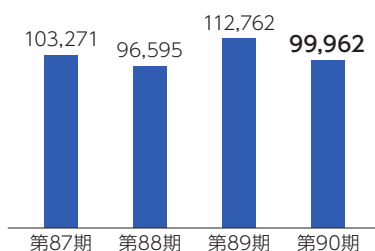
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
又は純損失 (△) (百万円)



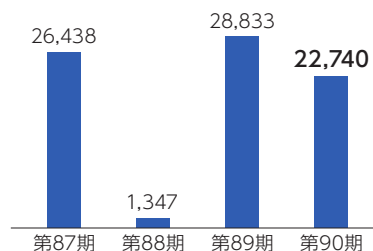
■ 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(参考：キャッシュ・フロー等の状況)

区 分	第87期	第88期	第89期	第90期
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動による キャッシュ・フロー	4,946	△17,069	△16,302	645
投資活動による キャッシュ・フロー	△3,496	△2,412	42,890	△6,122
フリーキャッシュ・フロー	1,450	△19,482	26,587	△5,476
財務活動による キャッシュ・フロー	△1,467	19,831	8,319	△8,935
現金および現金同等物の 期末残高	3,348	3,697	38,619	24,110

(6) 重要な親会社および子会社の状況

ア. 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

イ. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
W H G 西日本株式会社	10	100	ホテル（キャナルシティ・福岡ワシントンホテルほか）の営業
株式会社フェアトン	50	100	ホテル客室・ビル等の清掃管理、保安サービス、環境衛生管理
札幌ワシントンホテル株式会社	10	100	ホテル（ホテルグレイスリー札幌）の営業
株式会社 Share Clapping	30	100	結婚式場・宴会場（ザ サウスハーバーリゾートほか）の営業
W H G ホテルタビノス株式会社	100	100	ホテル（ホテルタビノス浅草ほか）の営業
藤田グリーン・サービス株式会社	50	100	会員制リゾートクラブの運営、不動産管理、保養所等の運営受託
W H G コリア株式会社	百万ウォン 8,150	100	ホテル（ホテルグレイスリーソウル）の営業
W H G 関西株式会社	百万円 10	100	ホテル（ホテルグレイスリー京都三条ほか）の営業
浦和ワシントンホテル株式会社	10	100	ホテル（浦和ワシントンホテル）の営業
伊東リゾートサービス株式会社	50	100	旅館（伊東小涌園）の営業

注. 当社は、2023年3月1日をもって、当社が保有する藤田グリーン・サービス株式会社の全株式を、アドミラルキャピタル株式会社が新たに設立する新会社であるウィスタリアン株式会社に譲渡する予定です。

ウ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社は特定完全子会社を有していません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ホテル、レストラン、婚礼・宴会場およびレジャー施設等の運営を主要な事業内容とし、さらに各事業に関連する各種サービス等の提供を行っております。

各事業セグメントの主な内容は、次のとおりであります。

事業セグメント	主 な 内 容
WHG事業	宿泊主体型ホテル事業
ラグジュアリー&バンケット事業	婚礼・宴会・レストラン・ホテル・ゴルフ・装花・庭園管理・写真事業
リゾート事業	ホテル・旅館・レジャー事業
その他事業	清掃管理・不動産管理・運営受託等の事業

(8) 主要な事業所

ア. 当 社 本 社

東京都文京区

イ. 当社の主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地
ホ テ ル 椿 山 荘 東 京	東京都文京区
箱 根 小 涌 園	神奈川県箱根町
新 宿 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	東京都新宿区
ホ テ ル グ レ イ ス リ ー 新 宿	東京都新宿区
東 京 ベ イ 有 明 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	東京都江東区
横 浜 桜 木 町 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	横浜市中区
カ メ リ ア ヒ ル ズ カ ン ト リ ー ク ラ ブ	千葉県袖ヶ浦市
仙 台 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	仙台市青葉区
秋 葉 原 ワ シ ン ト ン ホ テ ル	東京都千代田区
ホ テ ル グ レ イ ス リ ー 銀 座	東京都中央区

ウ. 子会社の主要な事業所

事業所名	所在地	会社名
ホテルグレイスリー札幌	札幌市中央区	札幌ワシントンホテル株式会社
ホテルグレイスリーソウル	韓国ソウル特別区	W H G コリア株式会社
キャナルシティ・福岡ワシントンホテル	福岡市博多区	W H G 西日本株式会社
広島ワシントンホテル	広島市中区	W H G 西日本株式会社
浦和ワシントンホテル	さいたま市浦和区	浦和ワシントンホテル株式会社
ザ サウスハーバーリゾート	広島市南区	株式会社 Share Clapping
ホテルタビノス浅草	東京都港区	W H G ホテルタビノス株式会社
伊東小涌園	静岡県伊東市	伊東リゾートサービス株式会社
ホテルグレイスリー大阪なんば	大阪市浪速区	W H G 関西株式会社
ホテルグレイスリー台北	台湾台北市	台湾藤田飯店股份有限公司

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	704名	2名減	44.5歳	20.2年
女	444名	8名減	34.2歳	9.6年
合計または平均	1,148名	10名減	40.5歳	16.1年

- 注1. 従業員数には、契約社員、パート、アルバイト等は含まれておりません。
 2. 当連結会計年度の契約社員、パート、アルバイト等（期中平均雇用人員）は1,990名であり、前期に比べ320名増加しております。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	8,658
株式会社三菱UFJ銀行	8,459
三井住友信託銀行株式会社	8,110
株式会社日本政策投資銀行	5,801
株式会社静岡銀行	4,213

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当連結会計年度において重要な営業損失および経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、対処すべき課題に記載した対応策を継続して実施することにより、現時点で今後の事業継続に関して重要な不確実性は認められないものと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	44,000,000株
	A種優先株式	150株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	12,207,424株 (自己株式221,887株含む)
	A種優先株式	150株
(3) 株 主 数	普通株式	21,608名
	A種優先株式	1名

(4) 大株主の状況

ア. 普通株式 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	総 持 株 比 率
	千株	%
DOWAホールディングス株式会社	3,814	31.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	906	7.56
明治安田生命保険相互会社	300	2.51
日本生命保険相互会社	218	1.82
アサヒビール株式会社	181	1.51
株式会社みずほ銀行	180	1.51
株式会社三菱UFJ銀行	180	1.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	171	1.43
サッポロビール株式会社	147	1.23
清水建設株式会社	143	1.19

注1. 株主名および所有株式数は、2022年12月31日現在の株主名簿によるものであります。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 総持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式221千株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、A種優先株式数が含まれております。

イ. A種優先株式

株 主 名	所 有 株 式 数	総 持 株 比 率
	株	%
DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組員 DBJ飲食・宿泊サポート株式会社 代表取締役 松木 大	150	0.00

注1. 株主名および所有株式数は、2022年12月31日現在の株主名簿によるものであります。

2. 総持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式221千株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、普通株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	伊 勢 宜 弘	社長執行役員
代表取締役	山 田 健 昭	本社（企画・人事総務本部） 管掌
取締役	野 崎 浩 之	企画本部管掌
取締役	小 宮 泰	人事総務本部管掌
取締役 社外 独立	残 間 里江子	株式会社キャンディッドプロデュース代表取締役社長 株式会社島精機製作所社外取締役 株式会社オープンアップグループ（旧商号 株式会社夢真ビーネツクスグループ）社外取締役
取締役 社外 独立	高 見 和 徳	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 東京瓦斯株式会社社外取締役
取締役 社外 独立	鷹 野 志 穂	株式会社エトワ代表取締役社長 株式会社トキワ社外取締役 AOI TYO Holdings株式会社社外取締役 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役監査等委員
取締役 社外	山 田 政 雄	DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社CKサンエツ社外取締役監査等委員
常勤監査役	江 川 茂	DOWAホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	和久利 尚 志	
常勤監査役 社外	中 塩 弘	
監査役 社外 独立	宮 本 俊 司	

- 注1. 取締役のうち残間里江子、高見和徳、鷹野志穂および山田政雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち中塩弘および宮本俊司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 残間里江子、取締役 高見和徳、取締役 鷹野志穂および監査役 宮本俊司は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 2022年3月29日開催の第89回定時株主総会において、新たに小宮泰は取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役 松田隆則は、2022年3月29日開催の第89回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 常勤監査役 中塩弘および監査役 宮本俊司は金融機関での長年の業務経験を通じて培った財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 上記のうちの取締役 小宮泰の地位および担当は、当事業年度中に変更されたもので、変更前の地位および担当は次のとおりであります。

氏名	変更前の地位および担当	該当期間
小宮 泰	当社執行役員 人事総務本部 本部長（兼）プロパティ部長	2022年1月1日～2022年3月28日

(2) 取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、メンバーの過半数を独立社外役員で構成する指名報酬委員会へ諮問し答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。取締役の報酬は、固定報酬としての「基礎報酬」と、変動報酬としての「業績報酬」によって構成しています（非金銭報酬等は支給しません）。但し、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、個人別の業績を反映させる制度にはしておりません。

取締役の基礎報酬は、月例の固定報酬とし、役割および個人の責任に応じて、総合的に勘案して決定します。

業績報酬は個人業績に応じて、予め設定したクラス別業績連動報酬基準額に個人別業績報酬評価基準および当社の連結業績（売上高、経常利益、EBITDA、当期純利益等）に基づく支給割合を反映させた現金報酬として確定額を12で除して毎月一定時期に支給します。

業績報酬の算定基準となる指標に連結業績を採用する狙いは、企業利益と報酬の連動による事業成長への貢献意欲の向上を目的としております。

取締役の個人別の基礎報酬額と業績報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとし、指名報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定します。

また、各監査役の報酬は、業務執行から独立しているため固定報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

イ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年3月29日開催の定時株主総会において、取締役に支給する報酬上限額を年額3億円以内、社外取締役に支給する報酬上限額を年額3千万円以内、監査役に支給する報酬上限額を年額8千万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時での取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名です。

また、2019年3月27日開催の定時株主総会において社外取締役に支給する報酬上限額を、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時での取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名）です。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の基礎報酬および業績報酬等の額ならびに業績報酬の支給割合に関し、指名報酬委員会に諮問し答申を受けております。

取締役会から委任を受けた代表取締役兼社長執行役員伊勢宜弘は、基礎報酬に関してはその役割および個人の責任ならびに成績に応じて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の個人別のクラスを代表取締役の合議のうえ、決定します。

また、業績報酬に関しては、基礎報酬において決定された各取締役の個人別のクラスを基礎とし、これに個人別業績を評価して決定された個人別業績報酬評価基準に、指名報酬委員会の答申を受け取締役会で決議された種類別の報酬の割合および業績報酬の支給率を勘案した範囲内ならびに株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の個人別の業績報酬の内容を代表取締役の合議のうえ、決定します。

これらの権限を委任した理由は、会社事業運営を総括している社長執行役員に委任することが適切な判断につながるためです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が各取締役の基礎報酬および業績報酬等の額ならびに業績報酬の支給割合に関し、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 第90期における取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	支給人員	支給総額	種類別の支給総額		適用	
			基本報酬	業績報酬		
取締役	9名	90,840千円	90,840千円	-	うち社外4名	24,000千円
監査役	4名	57,480千円	57,480千円	-	うち社外2名	23,160千円
合計	13名	148,320千円	148,320千円	-		

- 注1. 上記実績には、2022年3月29日開催の第89回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社内取締役1名が含まれております。
- 注2. 業績報酬に関する業績指標である当社の連結業績の実績は24ページのとおりであり、当該実績を踏まえ、業績報酬は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	残間里江子	株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長 株式会社島精機製作所 社外取締役 株式会社オープンアップグループ (旧商号 株式会社夢真ビーネックスグループ)社外取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	高見和徳	株式会社エフエム東京 社外取締役 株式会社ノジマ 社外取締役 東京瓦斯株式会社 社外取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	鷹野志穂	株式会社エトワ 代表取締役社長 株式会社トキワ 社外取締役 AOI TYO Holdings株式会社 社外取締役 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役監査等委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	山田政雄	DOWAホールディングス株式会社 代表取締役会長 株式会社CKサンエツ 社外取締役監査等委員	DOWAホールディングス株式会社は当社の大株主であり、社外役員の相互就任をしております。株式会社CKサンエツとは重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	残間 里江子	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、長年にわたる会社経営、および政府審議会等での公的委員の歴任により培った豊富な経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。また、独立社外役員として、指名報酬委員会の議長を務めました。
社外取締役	高見 和徳	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、長年にわたる会社経営により培った経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。また、独立社外役員として指名報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	鷹野 志穂	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、会社経営およびマーケティング・ブランディングに関する豊富な経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。また、独立社外役員として指名報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	山田 政雄	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、長年にわたる会社経営により培った経験・識見に基づき、取締役会で積極的な提言を行いました。
社外監査役	中 塩 弘	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、および監査役会16回のすべてに加え、常勤監査役として取締役会議題等の事前審議を行う審議会のすべてに出席しております。長年にわたる金融市場での業務経験、事業会社での執行役員・取締役により培った豊富な経験・識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	宮本 俊司	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、および監査役会16回のすべてに出席し、長年にわたる金融市場での融資・企画等で培った豊富な経験・識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要な発言を適宜行いました。また、独立社外役員として2022年3月末まで指名報酬委員会の委員を務めました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条および第40条の規定に基づき、当社は上記社外取締役および社外監査役の全員との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社取締役および当社監査役、当社執行役員、当社子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、負担することになった株主代表訴訟や第三者訴訟等による損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の選定方針と理由

当社は監査役会で定めた会計監査人の評価基準に照らし、監査実績、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

(3) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

注1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をもとに、前事業年度の監査実績の分析・評価および監査計画と実績との対比を踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画と報酬額の見積りとの妥当性を確認し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

内部統制システムの基本方針

当社グループは、その使命、価値観を明確にするとともに、すべての役員および従業員がその職務を遂行するにあたって心がけるべき行動あるいは心がまえに関する基本方針として、社是・社訓（経営指針・行動指針）を定めております。

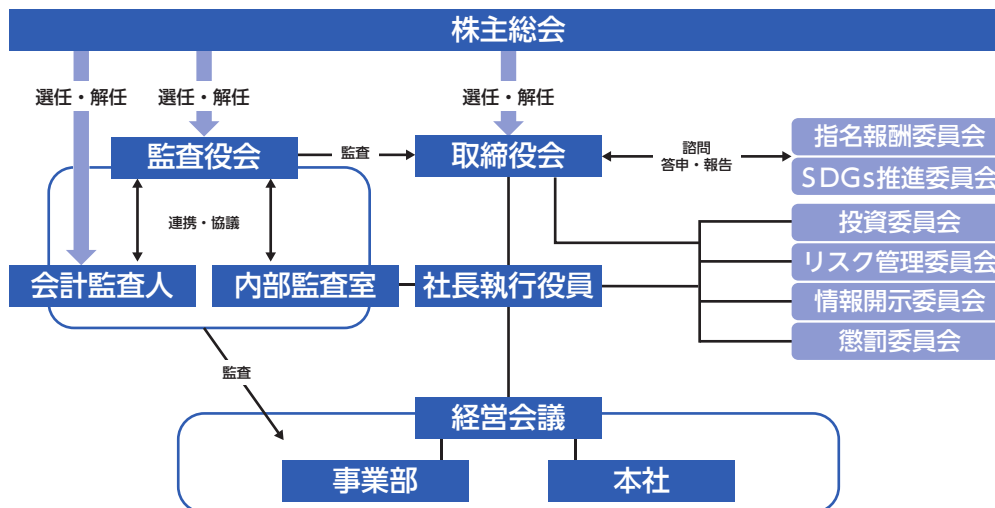
また、当社グループに係わるすべての人々およびステークホルダーから信頼され、法令等を遵守し、社会に開かれた公正で透明性のある企業集団を目指して「倫理規程」を定め、目的達成のための過程で起きる様々な法律上および倫理上の問題を解決していくための基準を示しております。

さらには、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、信頼性・透明性の高い企業集団を目指して内部統制システムの改善と向上に努め内部監査室や情報開示委員会の設置等、組織面の対応を進めております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業を通じて豊かな社会の実現に貢献する企業を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図



各種委員会の開催目的と構成

指名報酬委員会

- (目的) 取締役の報酬、選解任および取締役・監査役候補者の指名手続きに係る取締役会機能の独立性・客観性・透明性強化。審議結果について取締役会へ答申する。
- (構成) 議長：独立社外取締役
メンバー：独立社外取締役、常勤監査役、弁護士（過半数を独立社外役員とする）

SDGs推進委員会

- (目的) 長期的な企業価値の向上を目的とし、事業を通じ社会への貢献に資する施策の検討、運用方針および主管部署の選定を行い、定期的に活動内容を取締役会に報告する。
- (構成) 委員長：社長執行役員または社長執行役員が指名するもの
メンバー：各事業部企画部門責任者、本社内各関係部門責任者ほか

投資委員会

- (目的) 投資内容・効果について専門的な見地から実施前審査を行うことで、投資の妥当性を評価するとともに、審査した案件の効果測定を定期的に行うことで、より吟味された投資案件の立案・実行につなげる。
- (構成) 委員長：企画本部管掌取締役
メンバー：人事総務本部管掌取締役、本社内各関係部門責任者ほか

リスク管理委員会

- (目的) 当社グループの経営に係るリスクの掌握とその低減を図る。
- (構成) 委員長：社長執行役員または社長執行役員が指名するもの
メンバー：各事業部企画部門責任者、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：常勤監査役

情報開示委員会

- (目的) 法令や諸規則で求められる開示情報の適時・適切な開示と投資家にとって有益と思われる情報や重大な事件・事故等の発生の開示についての適確な判断を行う。
- (構成) 委員長：企画本部管掌取締役
メンバー：各事業部企画部門責任者、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：内部監査室長

懲罰委員会

- (目的) 就業規則および会社規程に基づく、役員および従業員の懲罰についての審議と決定を行う。
- (構成) 委員長：社長執行役員
メンバー：代表取締役、人事総務本部管掌取締役、本社内各関係部門責任者ほか
オブザーバー：常勤監査役、内部監査室長

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行に関しては、取締役会においてグループ内各組織の責任範囲である「業務分掌」を定め、同じく取締役会が承認する「職務権限規程」に基づき、案件ごとに適切な決裁者を定めて職務執行を行っております。また、法の改正等必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、社内規程の制定や改廃を行っております。

当社は社外取締役4名を含むすべての取締役が出席する取締役会を原則として毎月開催し、法令等で求められる事項および経営上重要な事項についての決議・報告を行っております。また、取締役の職務執行の監査機関として監査役会を設置しております。

また、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、定期的を実施する内部監査を通じて、当社グループの業務が法令、定款および社内規程に則して適当、妥当かつ合理的に行われているか、諸規程が適正、妥当であるかを検証し、その結果を代表取締役および監査役に定期的に報告しております。

情報の開示に関しては、企画本部管掌取締役を委員長とする「情報開示委員会」を設けて、取締役会議案等に関わる情報開示の要否等を事前に確認したうえで、適切な開示に努めております。

当社の各子会社は、当社の事業本部または本社内各部門のいずれかに所属し、当社が定めるコーポレート・ガバナンスの規則に応じた諸規程に基づいて、内部統制が十分に機能するよう、経営計画を策定、業績目標を設定し、その目標達成に向けた具体策を立案し、実行しております。

また、当社は「関係会社および有価証券投資先管理規程」を定めて、各事業部および本社を通じて、各子会社に対する適切な経営管理や意思決定を行うほか、内部監査室が直営事業所、子会社の区別なく定期的に内部監査を実施するとともに、原則、当社常勤監査役のうち誰かが各子会社の監査役に就任し、監査を行うことで業務の適正を確保する体制としております。

そのほか、当社グループのコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報窓口（「りんりんホットライン」）を設置しているほか、通報者である従業員が不当な取扱いや不利益を蒙ることのないよう防御した内部通報制度を、社外を含めた複数の窓口において運用しております。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、「職務権限規程」に基づいた権限により決裁した文書を、法令および「文書保存期間一覧表（文書取扱規程内）」に基づき保存しております。その他の重要文書についても、同表に則り、閲覧、謄写可能な状態で各管掌部門、各子会社においてはそれぞれの総務担当部署が管理・保管しております。

また、諸規程の改定については、必要に応じて実施しております。

情報の保存および管理に係る体制としては、「内部情報管理規程」や「個人情報保護方針」等を整備して、情報の漏えい、滅失、紛失の防止に努めております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置して、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、定期的に見直すとともに、必要に応じ損失を抑えるための対応を行い、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

また、「事故報告基準」を定め、事件・事故が発生した場合には、同基準に則り、速やかな報告を求め、必要な対応を行っております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会の開催に先んじて、審議会を開催し、取締役会議長が必要と認めた事項に関わる事前審議を行っております。

また、社長執行役員が議長を務め、執行役員および社長執行役員が指名した者を構成員とする経営執行会議を毎月1回開催し、経営状況に関わる認識を共有し、必要な対策を協議しております。

当社グループは取締役会において中期経営計画や年度予算・「事業計画」を策定し、それに基づいて目標を設定し、「職務権限規程」および別途定める業務分掌に基づき、子会社を含め各事業部および本社において、その目標達成に向けた具体策を立案し、実行しております。

各子会社においては、取締役会を定例開催し、法令で定められた事項および経営上重要な事項について決議・報告を行っております。これら取締役会での意思決定に係る記録については、それぞれが所属する各事業部および本社の所管部門へ報告されております。

(5) 監査役を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置し、監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保します。また、その使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとしております。

(6) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、毎月開催される取締役会に出席して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から必要に応じて発言を行っております。

常勤監査役は審議会にも出席し、当社グループの経営における重要な事項の審議に適切に参加しているほか、月1回開催される経営執行会議については、会議資料の速やかな提出を受けております。

さらには、子会社の監査役を兼務している場合、その子会社において開催される定例の取締役会に出席しております。

監査役は、取締役から法定の事項のほか当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項等の内容について速やかに報告を受けるとともに、必要に応じて報告を求めることができるものとしております。また、社長執行役員が決裁した回議書ならびに監査役から請求があった回議書については、回覧をしております。

監査役は、内部監査室が実施する内部監査についての監査実施計画を協議し、実施結果についてその報告を受けております。

また、内部監査室が受けた「りんりんホットライン」への通報状況およびその内容について随時、報告を受けております。これらの通報等を行った者が不当な扱いを受けないように「内部通報に関する規程」を定めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

取締役会は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役が職務を遂行するうえで必要な諸費用を予算化しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当要求については断固として拒絶することを基本方針としております。また、「倫理規程」の中にその旨を規定し、すべての役員および従業員に周知徹底しております。

体制としては、人事総務本部の安全対策担当を対応統括部署とし、警察、公益社団法人警察視庁管内特殊暴力防止対策連合会、および顧問弁護士等の外部機関と連携して、社内体制の整備や情報の収集・管理等の対応全般を行っております。各事業所においては、管轄警察署と平素から緊密な連携を保ち、あわせて対応統括部署との連絡・通報・相談体制を確立しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づいた業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ・監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ・財務報告の信頼性におよぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ・情報の保存および管理に係る体制については、個人情報を含めた会社の機密情報の管理・廃棄方法のさらなる厳格化に向けた検討を進めました。
- ・リスク管理委員会を4回開催し、当社の潜在的リスクの洗い出しおよび見直しを行いました。
- ・情報開示にあたっては、情報開示委員会を開催し、取締役会議案や当社事業に関わる重要な事項について開示要否を事前に確認し、適切な開示を行いました。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	24,139	支払手形及び買掛金	957
受取手形及び売掛金	4,157	短期借入金	10,042
商品及び製品	48	1年以内に返済期限の到来する長期借入金	9,016
仕掛	26	未払法人税等	65
材料及び貯蔵品	386	未払消費税等	1,131
前払費用	1,257	賞与引当金	106
その他の引当金	943	事業撤退損失引当金	689
貸倒引当金	△13	その他の引当金	5,311
流動資産合計	30,947	流動負債合計	27,321
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	30,673
建物及び構築物	34,364	役員退職慰労引当金	49
工具・器具・備品	2,047	退職給付に係る負債	6,490
土地	6,381	会員預り保証金	10,547
建設勘定	2,443	繰延税金負債	401
その他の勘定	3,095	その他の負債	1,739
	721	固定負債合計	49,901
	49,053	負債合計	77,222
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	484	株主資本	
その他の資産	188	資本金	100
その計	673	資本剰余金	32,256
投資その他の資産		利益剰余金	△11,020
投資有価証券	9,794	自己株式	△903
繰延税金資産	45	株主資本合計	20,432
差入保証金	9,195	その他の包括利益累計額	
貸倒引当金	360	その他有価証券評価差額金	2,233
その他の引当金	△107	繰延ヘッジ損益	3
	19,288	為替換算調整勘定	△316
固定資産合計	69,015	退職給付に係る調整累計額	276
		その他の包括利益累計額合計	2,196
		非支配株主持分	110
		純資産合計	22,740
資産合計	99,962	負債及び純資産合計	99,962

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		43,749
販売費		44,976
営業		△1,227
営業		2,821
営業		△4,048
受取利息	255	
受取生命保険	77	
受取業外	47	
受取業外	102	482
支固支	585	
支固支	66	
支固支	75	
支固支	167	895
経常		△4,461
特別		
助成	1,084	
固定資産撤去費用	4	
固定資産撤去費用	1	
固定資産撤去費用	0	
固定資産撤去費用	1	1,092
減損	2,279	
在外子会社清算	669	
為替換算調整	44	
税金等調整		
法人税、住民税及び事業税	34	△6,362
法人税、住民税及び事業税	△613	△578
当期純損失		△5,784
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純損失		△5,789

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	32,412	△5,231	△902	26,378
当 期 変 動 額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△156			△156
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△5,789		△5,789
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		△156	△5,789	△0	△5,946
当 期 末 残 高	100	32,256	△11,020	△903	20,432

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,533	△67	△144	△43	2,277	177	28,833
当 期 変 動 額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当							△156
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△5,789
自 己 株 式 の 取 得							△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△300	71	△171	320	△80	△66	△147
当 期 変 動 額 合 計	△300	71	△171	320	△80	△66	△6,093
当 期 末 残 高	2,233	3	△316	276	2,196	110	22,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数 27社

連結子会社の名称

藤田観光工営(株)、(株)フェアトン、(株)ビジュアライフ、札幌ワシントンホテル(株)、浦和ワシントンホテル(株)、WHG西日本(株)、WHGサービス(株)、リザベーションサービス(株)、伊東リゾートサービス(株)、鳥羽リゾートサービス(株)、WHG関西(株)、下田アクアサービス(株)、藤田リゾート開発(株)、藤田グリーン・サービス(株)、藤田観光マネジメントサービス(株)、藤田プロパティマネジメント(株)、(株)Share Clapping、(株)Share Clapping Fukuoka、藤田ホスピタリティマネジメント(株)、(株)アウトドアデザインアンドワークス、藤田セレンディピティ(株)、WHGホテルタビノス(株)、藤田(上海)商務諮詢有限公司、WHG KOREA INC.、MYANMAR FUJITA KANKO LIMITED、PT.FUJITA KANKO INDONESIA、台灣藤田飯店股份有限公司

太閤園(株)は、2022年11月2日付けで藤田ホスピタリティマネジメント(株)へ商号変更しております。

前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました台灣藤田観光股份有限公司は当連結会計年度に清算し、清算時までの損益を連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称

ワシントン・コンドミニアム(株)

当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMYANMAR FUJITA KANKO LIMITEDの決算日は9月30日でありま
す。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財
務諸表を基礎としております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しており
ます。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法によ
り算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品 …個別法による原価法

その他 …移動平均法および最終仕入原価法併用による原価法

③デリバティブ

…時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準に
よっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等
償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ソフトウェアを除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりま
す。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③事業撤退損失引当金

事業の譲渡、撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。連結子会社の一部は、役員退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に宿泊、宴会、レストラン及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格は、契約により定める商品および役務の対価の額に基づいており、各商品および役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象…借入金金利

③ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して個々の取引ごとにヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の金利変動の累計とヘッジ手段の金利変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、評価しております。ただし、金利スワップの特例処理を採用している場合は、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首からグループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示に関する取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしましたが、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	WHG 事業	ラグジュアリー &バンケット 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
宿泊	18,469	2,052	4,190	24,712	—	24,712
婚礼	—	6,999	—	6,999	—	6,999
宴会	—	1,700	—	1,700	—	1,700
料飲	—	2,760	—	2,760	—	2,760
日帰り・レジャー	—	—	1,275	1,275	—	1,275
その他	2,095	1,636	163	3,895	2,405	6,300
顧客との契約から生じる収益	20,564	15,149	5,630	41,344	2,405	43,749
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	20,564	15,149	5,630	41,344	2,405	43,749

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない清掃事業、不動産周辺事業、会員制事業などがあります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,292
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,157
契約負債（期首残高）	964
契約負債（期末残高）	1,048

連結貸借対照表において顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」として計上し、契約負債は、「流動負債」の「その他」に計上しております。また、期首時点の契約負債のうち、886百万円は当連結会計年度の収益として計上しております。契約負債は、客室、レストラン、宴会及びそれらに付帯するサービスの提供に対する前受金に関連するものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引期間が1年以内の契約は注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	342
1年超	90
合計	433

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産残高	49,053	百万円
無形固定資産残高	673	百万円
減損損失	2,279	百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、資産を事業用資産、共用資産、遊休資産にグループ化し、事業用資産については事業の種類別（営業施設）に区分し、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。その他の資産については、それぞれ個別の物件ごとに区分しております。

営業施設のうち、経営環境が著しく変化した施設、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの施設および投資の回収が見込めない資産、営業終了を決定した施設の資産について減損損失を認識しております。遊休不動産は、市場価格が下落している資産について減損損失を認識しております。

なお、営業施設の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値は割引前将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いて算定し、正味売却価額は相続税財産評価基準に拠る評価額を基礎として評価しております。遊休不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、価格指標は鑑定評価額および相続税財産評価基準に拠る評価額を使用しております。

②主要な仮定

各資産グループの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定は、宿泊部門の稼働率、婚礼・宴会の開催件数、単価です。これらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、入手可能な情報や資料に基づき、合理的に設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の新型コロナウイルス感染症の動向や経済情勢や金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の固定資産の減損損失に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産残高	45	百万円
繰延税金負債残高	401	百万円
法人税等調整額	△613	百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の事業計画等に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、宿泊部門の稼働率、婚礼、宴会の開催件数、単価です。これらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、入手可能な情報や資料に基づき、合理的に設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の新型コロナウイルス感染症の動向や経済情勢や金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(会社分割（新設分割）、新設会社株式の譲渡、連結子会社の異動)

藤田観光株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2022年12月22日開催の取締役会において、以下の通り、当社が運営するウイスタリアンライフクラブと称する会員制リゾートクラブ事業（以下、「本事業」といいます。）を、新設分割（以下、「本会社分割」といいます。）の方法により、当社が新たに設立する新設分割設立会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させたうえで、新設会社の全株式をアドミラルキャピタル株式会社（以下、「アドミラルキャピタル」といいます。）傘下のウイスタリアン株式会社（アドミラルキャピタルが新たに設立した会社であり、以下、「国内法人」といいます。）に対して譲渡すること、また、本事業の実質的な運営および施設の管理等を行う当社完全子会社である藤田グリーン・サービス株式会社の全株式を国内法人に対して譲渡すること（以下、新設会社および藤田グリーン・サービス株式会社の全株式の譲渡を総称して「本株式譲渡」といい、本会社分割および本株式譲渡を総称して「本取引」といいます。）を決議いたしました。

1. 本取引の目的

当社は、1979年に会員制宿泊施設の運営事業に進出し、当社が開発したウイスタリアンライフクラブと称する会員制宿泊施設の運営を行ってまいりましたが、今般、事業の選択と集中の一環として、本事業を第三者に譲渡することといたしました。当社が保有する本事業に係る資産および負債を会社分割により新設会社に承継させたうえで、新設会社並びに本事業の実質的な運営および施設の管理等を行う当社完全子会社である藤田グリーン・サービス株式会社の全株式を国内法人に譲渡いたします。

2. 本会社分割及び新設会社の株式譲渡

(1) 本会社分割および株式譲渡の日程

新設分割計画承認取締役会	2022年12月22日
株式譲渡契約締結日	2022年12月22日
分割予定日	2023年3月1日（予定）
株式譲渡実行日	2023年3月1日（予定）

※ 本会社分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割であり、株主総会の決議による承認を経ずに実施いたします。

(2) 会社分割の方式

本会社分割は、当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式 1 株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。当社は、本会社分割の効力発生日と同日付で、当該株式すべてを国内法人に譲渡いたします。

(4) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、本事業に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務等について、2023年1月4日付で作成した新設分割計画書に定めるものを承継いたします。

(5) 株式譲渡の概要

当社は、2023年3月1日をもって、当社が保有する新設会社の全株式および当社完全子会社である藤田グリーン・サービス株式会社の全株式を、国内法人に譲渡する予定です。国内法人については、「3.株式譲渡の相手先の概要」をご参照下さい。

(6) 分割当事会社の概要

(1) 名称	藤田観光株式会社 (2022年12月31日現在) (分割会社)	グリーン・サービス管理株式会社 (新設会社) (設立時点の予定)
(2) 所在地	東京都文京区関口二丁目10番8号	東京都文京区関口二丁目10番8号
(3) 代表者役職・ 氏名	代表取締役兼社長執行役員 伊勢 宜弘	代表取締役 千頭和 武
(4) 事業内容	ホテル・旅館業、飲食店業他	リゾートクラブ運営・不動産管理他
(5) 資本金	100百万円	50万円
(6) 設立年月日	1955年11月7日	2023年3月1日

(7) 分割する事業の概要

①分割する事業の事業内容

ウスタリアンライフクラブと称する会員制リゾートクラブの運営事業

②本件事業の経営成績（2022年12月期）

売上高76百万円

③分割する資産、負債の項目及び金額（2022年12月末現在）

資産合計 801百万円

負債合計 1,270百万円

※上記は2022年12月末時点のものであり、実際に分割する資産および負債の金額は上記金額に効力発生日までの増減が調整されたうえで確定いたします。

(8) 本会社分割後の状況

本会社分割後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金等に変更はありません。

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 株式譲渡の相手先（アドミラルキャピタルが新たに設立した会社）

(1) 名称	ウイスタリアン株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役 木下 玲子
(4) 事業内容	有価証券の取得及び保有
(5) 資本金	100万円
(6) 設立年月日	2022年12月16日

(2) 株式譲渡の相手先の親会社

(1) 名称	アドミラルキャピタル株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 木下 玲子
(4) 事業内容	投資ファンドの運用・管理
(5) 資本金	3,000万円
(6) 設立年月日	2006年6月1日

(財務制限条項)

当社グループの借入金のうち、シンジケートローン（当連結会計年度末残高5,625百万円）には、財務制限条項が付されております。これについて、当連結会計年度末において当該財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	－ 百万円
売掛金	4,157 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 80,473 百万円

3. 担保提供資産

有形固定資産	26,600 百万円
投資有価証券	3,804 百万円

上記の資産は、長期借入金（1年以内に返済期限の到来する長期借入金を含む）および短期借入金40,805百万円の担保に供しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	12,207,424株	－ 株	－ 株	12,207,424株
A種優先株式	150株	－ 株	－ 株	150株
計	12,207,574株	－ 株	－ 株	12,207,574株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日 第89回定時株主総会	A種優先株式	156百万円	1,041,095 円 89 銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年3月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月29日 第90回定時株主総会	A種優先株式	600百万円	資本剰余金	4,000,000円 00銭	2022年12月31日	2023年3月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達計画に基づき、必要な資金を銀行等の金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、取引相手ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。

差入保証金は、主に賃借契約に係る保証金・敷金として差入れており、契約終了時に一括して返還されるものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は営業取引や設備投資を目的とした資金調達であります。借入金のうち、変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用して当該リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

会員預り金は、主にゴルフ会員権の預託金等であり、会員との契約終了時に一括して返還されるものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*2)			
①満期保有目的の債券	13	14	0
②その他有価証券	9,581	9,581	—
(2) 差入保証金	9,195		
貸倒引当金 (*3)	△102		
	9,092	8,557	△534
資産計	18,688	18,153	△534
(1) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	39,689	38,964	△724
(2) 会員預り金	10,547	10,085	△462
負債計	50,236	49,049	△1,187
デリバティブ取引 (*4)	5	5	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式等	198

(*3) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	24,139	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,157	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	14	—	—	—
合計	28,310	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	10,042	—	—	—	—	—
長期借入金	9,016	10,919	8,911	5,563	2,597	2,681

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,581	—	—	9,581
デリバティブ取引				
金利関連	—	5	—	5
資産計	9,581	5	—	9,587

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	14	—	14
差入保証金	—	8,557	—	8,557
資産計	—	8,571	—	8,571
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	—	38,964	—	38,964
会員預り金	—	10,085	—	10,085
負債計	—	49,049	—	49,049

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している国債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還期間の見積りを行い、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該スワップ金利と一体として処理された元利金の合計額を、同様に借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

会員預り金

会員預り金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還すると見込まれるまでの預り期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 586円49銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	22,740百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	15,710百万円
（うち、非支配株主持分）	（110百万円）
（うち、A種優先株式）	（15,000百万円）
（うち、優先配当額）	（600百万円）
普通株式に係る期末の純資産額	7,029百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数の数	11,985千株

2. 1株当たり当期純損失 483円05銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失	5,789百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	5,789百万円
普通株式の期中平均株式数	11,985千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡及び特別利益の計上)

当社は、2023年1月19日開催の取締役会において下記のとおり固定資産の譲渡を決議し、1月31日付で物件を引渡しております。

1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の改善を図るため、下記の固定資産を譲渡することといたしました。

2. 譲渡資産の概要

資産の内容および所在地	面積	譲渡益
(所在地) 三重県鳥羽市安楽島町1061番2 ほか (施設) 旧宿泊施設および周辺不動産	土地：413,599㎡ 建物：21,579㎡	609百万円

3. 譲渡先の概要

譲渡の相手先（国内法人）については、相手先との取り決めにより非開示とさせていただきます。

なお、相手先と当社との間には特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

4. 日程

取締役会決議日	2023年1月19日
契約締結日	2023年1月20日
引渡し日	2023年1月31日

5. 損益に与える影響

当該固定資産譲渡に伴う固定資産売却益609百万円は、2023年12月期に特別利益として計上いたします。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	22,691	買掛金	774
売掛金	3,057	短期借入金	12,428
商品及び製品	42	1年以内に返済期限の到来する長期借入金	8,931
原材料及び貯蔵品	304	未払金	432
前払費用	978	未払費用	2,134
短期貸付	17,582	前受り金	765
その他倒引当金	608	預り金	225
流動資産合計	△9,956	賞与引当金	66
	35,308	事業撤退損失引当金	146
		その他	1,229
固定資産		流動負債合計	27,134
有形固定資産		固定負債	
建物	20,541	長期借入金	30,504
構築物	7,403	退職給付引当金	6,169
機械装置	2,504	役員退職慰労引当金	39
車両運搬具	433	延税負債	628
工具・器具・備品	40	関係会社事業損失引当金	372
土地	1,288	会社員預りの保証	10,559
建物	6,295	その他	2,716
その他	2,477	固定負債合計	50,989
無形固定資産	3,095	負債合計	78,124
商標	169		
ソフトウェア	44,249	(純資産の部)	
その他	8	株主資本	
投資その他の資産		資本	100
投資関係会社	445	資本剰余金	32,265
関係会社	98	資本準備金	25
長期前払費用	72	その他資本剰余金	32,240
その他倒引当金	625	利益剰余金	△11,928
固定資産合計	2,004	その他利益剰余金	△11,928
	9,482	固定資産圧縮積立	672
	1	繰越利益剰余金	△12,600
	44	株主資本合計	△903
	128	株主資本合計	19,533
	7,788	評価・換算差額等	
	368	その他有価証券評価差額金	2,233
	△107	繰延ヘッジ損益	3
	19,711	評価・換算差額等合計	2,236
固定資産合計	64,586	純資産合計	21,770
資産合計	99,894	負債及び純資産合計	99,894

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		33,242
売上		32,926
販売費及び一般管理費		315
営業		2,525
営業		△2,210
受取	123	
受取	247	
その他	224	595
営業		
支固	581	
支固	64	
支固	75	
支固	133	854
経常		△2,469
特別		
助成	921	
固定資産	4	
固定資産撤去費用引当金戻入	1	927
特別		
関係会社株式評価	2,274	
貸倒引当金繰入	2,094	
減損	744	
事業撤退損失引当金繰入	126	5,239
税引前当期純損失(△)		△6,780
法人税、住民税及び事業税	△75	
法人税等調整額	△471	△546
当期純損失(△)		△6,234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
当 期 首 残 高	100	25	32,396	32,421
当 期 変 動 額				
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△156	△156
当 期 純 損 失 (△)				
自 己 株 式 の 取 得				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計			△156	△156
当 期 末 残 高	100	25	32,240	32,265

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金				
固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	705	△6,399	△5,694		△902	25,924
当 期 変 動 額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当						△156
当 期 純 損 失 (△)		△6,234	△6,234			△6,234
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	△32	32	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	△32	△6,201	△6,234		△0	△6,390
当 期 末 残 高	672	△12,600	△11,928		△903	19,533

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,533	△67	2,465	28,390
当期変動額				
剰余金（その他資本剰余金）の配当				△156
当期純損失（△）				△6,234
自己株式の取得				△0
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△300	71	△229	△229
当期変動額合計	△300	71	△229	△6,619
当期末残高	2,233	3	2,236	21,770

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 …償却原価法 (定額法)

子会社株式および関連会社株式 …総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

その他 …移動平均法および最終仕入原価法併用による原価法

(3) デリバティブ

…時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ソフトウェアを除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 事業撤退損失引当金

事業の譲渡、撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(5) 役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に宿泊、宴会、レストラン及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格は、契約により定める商品および役務の対価の額に基づいており各商品および役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しておりますが、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象…借入金金利

(3) ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定して個々の取引ごとにヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の金利変動の累計とヘッジ手段の金利変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。ただし、金利スワップの特例処理を採用している場合は、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首からグループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示に関する取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に反映し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしましたが、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産残高	44,249百万円
無形固定資産残高	625百万円
減損損失	744百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と実質的に同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債残高	628百万円
法人税等調整額	△471百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と実質的に同一であります。

3. 関係会社への投融資に関する評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式残高	9,482百万円
関係会社出資金残高	44百万円
関係会社短期貸付金残高	17,582百万円
上記に係る貸倒引当金残高	△9,952百万円
関係会社事業損失引当金残高	372百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式および関係会社出資金については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社短期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。また、関係会社に対して当社が負担することとなる損失見込額が当該会社に対する債権金額を超える場合、この超過分の損失に備えるため関係会社事業損失引当金を計上しております。

②主要な仮定

関係会社への投融資の評価に用いた主要な仮定は、各関係会社の将来の事業計画における宿泊部門の稼働率、婚礼、宴会の開催件数、単価です。これらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、入手可能な情報や資料に基づき、合理的に設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定については見積りの不確実性が高く、将来の新型コロナウイルス感染症の動向や経済情勢、金融情勢の変動等により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における関係会社株式、関係会社出資金および関係会社短期貸付金の回収可能性の評価に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(会社分割 (新設分割)、新設会社株式の譲渡、連結子会社の異動)

連結計算書類「連結注記表 (追加情報) (会社分割 (新設分割)、新設会社株式の譲渡、連結子会社の異動)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(財務制限条項)

当社の借入金のうち、シンジケートローン（当事業年度末残高5,625百万円）には、財務制限条項が付されております。これについて、当事業年度末において当該財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 73,863百万円 |
| 2. 担保提供資産 | |
| 有形固定資産 | 26,240百万円 |
| 関係会社株式 | 3,804百万円 |
| 上記の資産は、長期借入金（1年以内に返済期限の到来する長期借入金を含む）および短期借入金40,805百万円の担保に供しております。 | |
| 3. 偶発債務 | |
| 偶発債務として下記のとおり銀行取引に対する保証債務があります。 | |
| WHG KOREA INC. | 253百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 17,733百万円 |
| 長期金銭債権 | 105百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,562百万円 |
| 長期金銭債務 | 1,761百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は次のとおりであります。

売上高	579百万円
売上原価・販売費及び一般管理費	3,078百万円
営業取引以外の取引高	163百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	221,715株	172株	一株	221,887株

(注) 普通株式の自己株式の変動は、単元未満株式の買取請求に基づく買取による増加172株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,481百万円
減損損失	2,575百万円
関係会社株式評価損	2,442百万円
繰越欠損金	2,439百万円
退職給付引当金	2,133百万円
資産除去債務	194百万円
関係会社事業損失引当金	128百万円
投資有価証券評価損	66百万円
事業撤退損失引当金	43百万円
役員退職慰労引当金	13百万円
建設仮勘定	2百万円
その他	198百万円
繰延税金資産小計	13,720百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,439百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,394百万円
評価性引当額小計	△12,834百万円
繰延税金資産合計	886百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,097百万円
固定資産圧縮積立金	△355百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△59百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,514百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△628百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内

6,515百万円

1年超

53,965百万円

合計

60,481百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	WHG関西(株)	所有 直接100%	グループにおける ホテル経営	グループCMS制度 による資金の貸付 (注)	—	短期 貸付金	3,376
子会社	WHGホテル タビノス(株)	所有 直接100%	グループにおける ホテル経営	グループCMS制度 による資金の貸付 (注)	—	短期 貸付金	2,699
子会社	PT.FUJITA KANKO INDONESIA	所有 直接100%	グループにおける サービスアパ ートメント経営	親子ローンによる 資金の貸付	1,785	短期 貸付金	2,635
子会社	WHG西日本(株)	所有 直接100%	グループにおける ホテル経営	グループCMS制度 による資金の貸付 (注)	—	短期 貸付金	2,508
子会社	台湾 藤田 飯店 股份有限公司	所有 直接100%	グループにおける ホテル経営	親子ローンによる 資金の貸付	346	短期 貸付金	1,905
子会社	札幌ワシントン ホテル(株)	所有 直接100%	グループにおける ホテル経営	グループCMS制度 による資金の貸付 (注)	—	短期 貸付金	1,254

(注) 資金の貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、残高は随時変動するため取引金額は記載せずに、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 514円82銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	21,770百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	15,600百万円
普通株式に係る期末の純資産額	6,170百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数の数	11,985千株

2. 1株当たり当期純損失 520円12銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	6,234百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純損失	6,234百万円
普通株式の期中平均株式数	11,985千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないためまた1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡及び特別利益の計上)

当社は、2023年1月19日開催の取締役会において下記の通り固定資産の譲渡を決議し、1月31日付で物件を引渡しております。

1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の改善を図るため、下記の固定資産を譲渡することといたしました。

2. 譲渡資産の概要

資産の内容および所在地	面積	譲渡益
(所在地) 三重県鳥羽市安楽島町1061番2 ほか (施設) 旧宿泊施設および周辺不動産	土地：413,599㎡ 建物：21,579㎡	609百万円

3. 譲渡先の概要

譲渡の相手先（国内法人）については、相手先との取り決めにより非開示とさせていただきます。

なお、相手先と当社との間には特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

4. 日程

取締役会決議日	2023年1月19日
契約締結日	2023年1月20日
引渡し日	2023年1月31日

5. 損益に与える影響

当該固定資産譲渡に伴う固定資産売却益609百万円は、2023年12月期に特別利益として計上いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

藤田観光株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中野敦夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島充史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田宏章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤田観光株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤田観光株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年1月19日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議し、1月31日付で物件を引渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載事項に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

藤田観光株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中野敦夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島充史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田宏章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤田観光株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年1月19日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議し、1月31日付で物件を引渡している。

当該事象は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告およびその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

藤田観光株式会社 監査役会

常勤監査役 江川 茂 ㊟
常勤監査役 和久利尚志 ㊟
常勤監査役 中塩 弘 ㊟
監査役 宮本俊司 ㊟

(注) 常勤監査役中塩弘および監査役宮本俊司は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

会場のご案内

[開催会場]

ホテル椿山荘東京 バンケット棟5階「グランドホール 椿」

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 03-3943-1111(代表)



都営バスをご利用の方

目白駅前

[白61]新宿駅西口行き 時刻表
8:57(9:10着) 9:04(9:17着)
9:11(9:24着) 9:19(9:32着)
9:27(9:40着) 9:35(9:48着)

※渋滞などによりお時間が前後する場合がございます。

[交通のご案内]

JR 山手線目白駅より

JR 目白駅改札出口正面、
「目白駅前」 から、
都営バス系統 [白61]
新宿駅西口行き (有料) にて13分
「ホテル椿山荘東京前」
下車

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅より

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅 **「1a」** 出口より徒歩約 10分

①**バンケット棟 正面玄関** : 「江戸川橋」を渡り、「目白坂下交差点」を左折。
「目白通り」の「新目白坂」を道なりに上がり、約 500m(上り坂になります)

②**庭園入口** : 「江戸川橋」を渡り、「神田川沿い遊歩道」を直進約 500m

※庭園入口は株主総会当日のみ9:00~10:30までご入園いただけます。係員に議決権行使書
をご提示ください。以後は閉門いたしますのでご了承ください。

株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の
配布は実施しておりません。なお、株主懇談会の開催は予定しておりませんので、予めご了承くださいませ
ようお願い申し上げます。

UD
FONT